会 議 録(3)

発言者	発 言 内 容
	午後2時00分　開会
	1　開会
主幹	皆様ご多用のところをご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日は坂本委員、平良委員、野村委員からご欠席の連絡をいただいております。飯能市立博物館条例第15条第2項に規定されています「委員の2分の1以上の出席」をいただきましたので、これより令和6年度第3回飯能市立博物館協議会を開会いたします。
	2　あいさつ
主幹	はじめに、会長にごあいさつをいただきます。
会長	（会長あいさつ）
主幹	つづきまして、教育部長からごあいさつを申し上げます。
教育部長	（教育部長あいさつ）
主幹	それでは、これより議事に入ります。なお、傍聴者ですが、本日は一名の方からお申し込みがあります。傍聴の可否について、ご審議をお願いいたします。
会長	傍聴の申し込みがありました。傍聴を認めてよろしいでしょうか。
委員	（異議なしの声あり）
会長	それでは、傍聴を認めますので入室のご案内をお願いします。
主幹	議事の進行につきましては、条例第15条第1号の規定により、会長にお願いいたします。
	3　議事
会長	それでは議事に入ります。本日の議事について説明をお願いします。
館長	本日の議事は次第掲載のとおり、3件です。まずは「（1）令和6年度事業報告と今後の予定」について、ご審議いただきたいと考えております。説明を申し上げます。
館長	（資料1「令和6年度　主要な事業報告・予定」に基づいて説明）

会長	ご説明ありがとうございました。それでは、「(1)令和6年度事業報告と今後の予定」について、質疑のある方はお願いします。
委員	八高線全線開通90周年記念鉄道模型運転会と片瀬人形修理報告展「三番叟と坊主―未来へつなぐ地域の歴史・文化―」について、今までの事業予定にはありませんでしたが、市民からの要望にフレキシブルに対応していて、良かったと思います。 第27回飯能市小・中学校社会科研究展について、出展数はほぼ横ばいですが、研究発表会の参加者が昨年に比べて減少しているのが残念です。
館長	これらの事業について、8月時点では開催が決定していましたが、新規事業であったため掲載しておりませんでした。
会長	八高線全線開通90周年記念鉄道模型運転会について、具体的な内容を教えてください。
館長	学習研修室内でJR八高線や西武池袋線で使われていた機関車・電車の模型を走行させました。また、壁面などに関連資料や当館で作成した解説パネルを展示いたしました。
会長	他に、ご意見等ありますか。
委員	(なしの声あり)
会長	では次に、「(2)令和7年度主要事業計画(案)」について、説明をお願いします。
館長	(資料2「令和7年度 博物館主要事業計画(案)」に基づいて説明)
会長	ご説明ありがとうございました。それでは、「(2)令和7年度主要事業計画(案)」について、質疑のある方はお願いします。
委員	特別展「おふだ大集合!」(仮称)について、今まで開催されていた収蔵品展での感想や要望から開催を決定したということで、見学者の声が展示の内容に反映されていて良いと思います。 第X期市民学芸員養成講座について、博学連携事業参加型市民学芸員の増員をするということで、今までも小学3年生社会科見学対応や放課後子ども教室など、様々な学びの機会を提供してきたかと思うのですが、継続と発展ができるように努めていただければと思います。
委員	アジア・太平洋戦争終戦80年展について、国内の様々な博物館で開催されることが見込まれますが、飯能ではどういった内容の展示にするのか決まっていますか。

館長	まだ決まっておりませんが、当館収蔵資料を展示する予定です。次回の博物館協議会でご報告する予定です。
会長	平和都市宣言記念展「記憶の色を保存する 炎と灰のモンタージュ―尾形純が描く飯能から見た東京大空襲―」と同程度の規模感の展示になるのですか。
館長	図録を作成しないので、そのようになる見込みです。
委員	アジア・太平洋戦争における飯能をテーマとした展示になると考えてよいでしょうか。
館長	具体的にはまだ決定しておりませんが、ご指摘のとおりのテーマになる見込みです。
委員	現在の世界情勢を見ると、戦争は今も行われています。そういった諸問題・課題と関連させて、人を惹きつける内容の展示にしてもらいたいです。
委員	収蔵品展と同時開催の新収蔵品展を不定期に開催するという説明がありましたが、開催時期に変更があるということですか。
館長	開催時期は例年と同じ時期ですが、毎年ではなく隔年で開催する予定です。
委員	収蔵資料目録を冊子として発行するのではなく、データをWEBで公開することについて、市民としては関心が高いです。博物館に来館せずに情報にアクセスできるのは大変よい試みだと思います。
館長	収蔵資料目録は冊子で発行しておりましたが、これからはPDFデータをWEB上で公開いたします。また、当館所蔵の古文書については、きっとすデジタルアーカイブで公開するのではなく、史料の利用促進を目的に、目録のエクセルとPDFデータをWEBサイト上に掲載しております。
委員	冊子での発行はなくなるのですか。
館長	冊子については、来館者の利用も考慮し、オンデマンドで10部ほど印刷する予定です。
委員	WEB サイトで公開している古文書の目録と、冊子で発行した収蔵資料目録について、内容に差はあるのですか。 また、過去に発行した古文書の目録について、WEB サイト公開はいつ頃になりますか。

館長	既に発行した収蔵資料目録は、資料の分類を行っております。WEB サイト上で公開している目録は、全文検索が可能ですが、分類はしておらず、解題も必要最低限に留めています。既に発行している冊子については購入していただきたいので、差別化を計っています。 去年度発行したものは、WEB 公開を前提にデータを作成しましたが、過去のものはそうではありません。作業をなるべく早く行いたいと考えていますが、いつになるかはお答えできないのが現状です。
委員	来年度以降の目録・館報について、販売しないということでよろしいですか。
館長	ご指摘の通りです。
会長	他に、ご意見等ありますか。
委員	（なしの声あり）
会長	それでは、「（3）飯能市立博物館資料収集方針（案）」について、説明をお願いします。
館長	（資料3「飯能市立博物館資料収集方針（案）」に基づいて説明）
会長	ご説明ありがとうございました。今日は提案ということで、各自ご確認ください。次回以降審議に移りたいと思います。現時点で、ご意見等ありますか。
委員	資料の除籍規定は、博物館登録の際に必要なのですか。
館長	資料収集方針は必要ですが、除籍規定は必要ありません。
委員	「除籍」と「処分」の違いを教えてください。
館長	「除籍」は、収蔵資料を資料台帳から外すということです。 「処分」は、その上で廃棄とすることを指しています。
委員	博物館法上、除籍と処分の記載はありません。図書館では除籍が日常的に行われています。持続可能な博物館を目指すのであれば、除籍の検討も仕方のないことかと思います。 「1　方針」の（5）について、「利用できる環境を整え」という文言はとても重要だと思います。また、（6）について、「他施設等への移管」など、除籍をして処分をするのではなく、活用の道筋が明記されていることも良いと思います。 「3　収集の範囲」について、飯能市域に限らず、周辺の地域も対象としていることは

	飯能を知るうえで必要な事であり、それが明記されていることは重要です。 「4　収集方法」で「資料の収集は、寄贈及び寄託、購入、製作によるものとする」とありますが、「採集」と「保管転換」も入れたらと良いかと思います。
会長	委員の意見を聞いて、「1　方針」の(5)について、博物館と文化財では資料の位置付けが異なることを実感しました。博物館では資料を収集し、整理し、調査・研究を経たうえで博物館資料となりますが、文化財は万物が資料となり得る訳です。 博物館資料を利用するためには、資料の整理がなされ、資料台帳が公開されていることが前提ですが、そうした作業が必要だということが読み取れる内容にした方が良いのですね。
会長	「1　方針」の(2)について、「現地保存を原則」とするという記載は、「博物館資料」の考えとは異なるわけで、その場合、現地保存された資料は切り捨てられてしまうのではないでしょうか。現地保存された資料については、博物館の役割として、それを対象としたネットワークを構築するなどしてはいかがでしょうか。
館長	現地保存された資料について、決して切り捨てる訳ではなく、動向や所在を把握しつつ、現地で適切に保管できると判断した場合には、地元で資料を守り、育てていってほしいと考えています。資料が散逸してしまう危険性がある場合には、博物館で保存していくという意味で、この表記にしました。
会長	ただ、文言だけを読むと、そのように解釈が可能な内容なので、改めてはいかがでしょうか。 この方針は、教育委員会の規則や要項のように定めるのでしょうか。
館長	未定ですが、教育委員会に議決していただくのが良いと考えています。そのことについて、教育長や教育部長と協議を行う予定です。
会長	「2　対象」の④について、「関連文化財群」という記載がありますが、具体的になんでしょうか。
館長	『飯能市文化財保存活用地域計画』の157頁に解説が掲載されています。「単体ではその価値を理解することや活用を図ることを十分に行えないため、歴史文化の特性をもとに、相互に密接に関連する飯能地域遺産を群としてストーリーにまとめ、それらを関連文化財群として設定」したとあります。市として整合性を持つために、『飯能市文化財保存活用地域計画』に連動した形で収集方針を定めたいと考えています。
会長	不動産ということでしょうか。
館長	必ずしもそうではありません。記載のとおり、市では5つの関連文化財群を設定しており、それぞれに関する資料ということです。

会長	「3　収集の範囲」の（1）について、「未来に関する資料」という記載がありますが、具体的にどういった資料を指しますか。
館長	現時点では、価値の定まっていない資料も対象にするということです。たとえば、市では株式会社ムーミン物語と「地方創生に関する基本協定」を平成 31(2019)年 3 月 16 日に締結しています。「メッツァ」や「トーベ・ヤンソンあけぼの子どもの森公園」も市内に所在するなど、ムーミンとの縁が深い土地と言うことができます。飯能市の歴史・文化を語るうえで、こうしたムーミンに関する資料が重要になるのか、そうでないのかは、現状ではわかりません。ですが、必要になった時点でこれらの資料を収集・保存していくのが難しくなっていることは容易に予想されます。 こうしたことから、未来の飯能市民に必要な、現在身近にある資料という意味で、「未来に関する資料」と表記しています。
委員	この表記だと意味が通じないので、「未来につながる資料」など、改めてはいかがでしょうか。
委員	年代が古い、希少であるなどの価値があるならば市民の理解は得られるかと思いますが、未来にならなければ価値がわからない資料については難しいのではないかと思います。 何を、どうやって、どうして収集するのか、業務量が単純に増えるような気がします。大変ですが、必要なことだとも思います。
館長	何を、どうやって、どうして収集するのか、未来に関する資料の価値を判断することが可能なのは、学芸員という専門職員を配置しているからです。「勘」というと語弊がありますが、歴史公文書の評価選別作業と同様に求められる技能です。
委員	デジタル化が進む一方で、「勘」という見えない技能に頼るというアナログな在り方も面白いですね。
委員	前提として、このような、除籍についての記載がある資料収集方針を定めるというのは、資料を保存する場所が有限であるためです。新たに資料を収集するということは、資料数も増加するということです。新規収蔵庫の確保も検討しながら、方針を定めるということでよろしいでしょうか。 また、単純にサイズが大きいものは対象にはならないのでしょうか。
館長	サイズの大きいものは、実務上、物理的に収蔵庫で保管不可能な場合があります。それを可能にするためには、収蔵可能なスペースを確保しなければなりません。
委員	飯能に限らず、国内では高齢化・少子化によって、現地保存ができなくなるのは容易

	に予想されます。現実的な問題で、そうした場合、まずは博物館に相談する、という問い合わせが増加するものと考えます。民俗芸能についても休止となっているものが多くなり、それに関する用具をどうするか、どこに保存するか、という相談は増えてくるでしょう。文化財に指定されているもの、そうでないもの、候補等も含めて、博物館がそうした相談の拠点になるのではないかと思います。
館長	そうしたものを守っていくためには、博物館や文化財担当だけでは不可能で、地域の担い手が中心にならなければ難しいと言えます。そのことに対する理解を、地域の人々が認識できるような活動をしなければならないと考えています。地域の担い手の元にあってこそ、そうした資料が活用されていきます。「飯能市文化財保存活用地域計画」をもとに、諸課題への解決方法を共に考え、行動することができるような体制をとることが出来るのが理想だと考えます。
会長	「別記」の②について、博物館協議会の承認が必要だということが記載されていますが、その理由は何故ですか。
館長	収蔵スペースの関係から、重複した資料を収集しないということが前提にありますが、調査・研究においては系統的に収集することも必要です。そのことを学芸員の意見だけでなく、協議会による客観的な意見も踏まえたうえで行っていくためです。
館長	平良委員から、民具の除籍についてのご意見をいただいていますが、本日はその前段階の話なので、口頭でのご紹介に留めます。
館長	（平良委員による意見を紹介。）
館長	こうしたご意見は、除籍規定についての話を進めていく中で再度お諮りしたいと考えています。
会長	本日、委員より様々な意見が出たかと思いますが、それらを整理し、修正してお示しいただけるということでよろしいでしょうか。
館長	お見込みのとおりです。
会長	それでは、ほかにご意見等ありますか。
委員	（なしの声あり）
会長	それでは、「(4)その他」について、ご意見等ありますか。
委員	（なしの声あり）

会長	以上で、本日予定した議事につきましては、全て終了いたしました。進行を事務局へお返しいたします。
	4　その他
主幹	ご審議ありがとうございました。それではその他について、何かございますか。
	「飯能市文化財保存活用地域計画」文化庁長官認定記念シンポジウム「「文化財を地域の宝に」～歴史文化を活用したまちづくりを目指して～」が令和6年12月1日に開催されるので、説明をお願いします。
館長	（案内に基づいて説明。）
主幹	ほかに、何かございますか。
委員	令和6年11月15日に NHK E テレで放送された「ザ・バックヤード 知の迷宮の裏側探訪」で国際日本文化研究センターが取り上げられていました。このような番組をとおして博物館の実態が多くの方に伝わるかと思いましたので報告します。
主幹	他に、何かございますか。
委員	（なしの声あり）
主幹	それでは「4　その他」は以上といたします。
	5　閉会
主幹	閉会にあたり、博物館長よりごあいさつを申し上げます。
館長	（博物館長あいさつ）
主幹	それでは以上をもちまして令和6年度第3回飯能市立博物館協議会を閉会いたします。 午後3時30分　閉会

議事のてん末、概要を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名します。

令和　　年　　月　　日

会長 の 署 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿